

平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託候補者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名称 平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託
- (2) 目 的 平塚市内の資源再生物の回収及び売払い等の適正な履行を通じて、生活環境の保全や資源が循環して利用される社会の構築を目指す。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間の債務負担行為）
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式による選定

2 業務に要する費用（概算額）

令和7年12月18日の「第2次審査に関する質問についての回答公表」の際に契約標準額を公表予定。なお、契約標準額の範囲内で提案を行うこと。

3 参加資格に関する条件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。参加者には、中小企業庁が証明した神奈川県内の官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等（以下「企業グループ」という。）を含む。また、公告日から受託候補者特定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。

- (1) 平塚市契約規則（昭和39年平塚市規則第32号）第18条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平塚市競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）に登録が認められている者であり参加者名簿に登録された所在地が本市内であること。なお、企業グループの場合は、構成する事業者の全てが同名簿に登録されていなくてもよい。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (4) 公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- (9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (10) 国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (11) 本業務と同様の業務（資源再生物の回収及び売払い）を、過去5年間に地方公共団体もしくは国の機関から1年以上継続して受託した実績を有すること、もしくは平塚市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (12) 企業グループの場合、構成する事業者の4分の3以上は平塚市内に事務所又は営業所を有していること。
- (13) 参加企業グループの構成事業者は他の参加企業グループの構成事業者や参加者になることはできない。
- (14) 同一の事業者又は企業グループが複数の提案を行うことは禁止する。
- (15) 各資源再生物についてそれぞれを取り扱う売払い先等との取引実績があること、もしくは売払い先等との取引の見込みがあること。
- (16) 市内に回収センターを設置している、もしくは事業開始までに設置する見込みがあること。
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から3号の委託基準を満たしていること。

4 公募型プロポーザル実施スケジュール

期 限	内 容
令和7年10月 7日(火)	プロポーザルの公告 実施要領及び仕様書の配布開始 (参加表明書提出期限前日 16時まで)
令和7年10月14日(火) 17時まで	第1次審査に関する質問締切
令和7年10月20日(月)	第1次審査に関する質問についての回答公表
令和7年10月23日(木) 17時まで	第1次審査(参加表明書の提出)締切
令和7年10月30日(木)	プロポーザル審査委員会(1次) 【提案者の選定】
令和7年11月 6日(木)	提案者の選定・非選定通知
令和7年12月 8日(月) 17時まで	第2次審査に関する質問締切
令和7年12月18日(木)	第2次審査に関する質問についての回答及び契約標準額公表
令和7年12月26日(金) 17時まで	第2次審査(企画提案書の提出)締切
令和8年 1月19日(月)	プロポーザル審査委員会(2次) 【ヒアリングの実施及び提案書の審査並びに特定】
令和8年 1月26日(月)	提案書の特定通知、結果公表
令和8年 2月中旬	受託候補者と業務内容及び契約条件等に係る協議
令和8年 2月中旬	見積り通知 【業務内容協議、仕様決定】
令和8年 2月下旬	見積り合せ
令和3年 3月	業務委託契約締結

※受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く、9時～12時、13時～17時とする。

5 プロポーザルの公告

プロポーザルの実施要領及び仕様書の配布方法は次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年10月7日（火）午前9時から令和7年10月22日（木）16時まで

(2) 交付方法

平塚市公式ホームページへの掲載もしくは13の担当部署窓口での配布

6 審査方法

プロポーザルの審査方法は次のとおりとする。

(1) 第1次審査（参加資格の審査）

ア 提出期限：令和7年10月23日（木）17時まで（必着）

イ 提出書類

（ア）会社概要（様式3）

（イ）業務実績調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式4）

（ウ）資源再生物売払い先調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式5）

（エ）統括責任者の経歴及び実績等調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式6）

（オ）従業員名簿（資源再生物回収及び売払い業務）（様式7）

（カ）保有車両一覧（資源再生物回収及び売払い業務）（様式8）及び車検証又は自動車検査証記録事項の写し

（キ）事務所、車庫の写真及び付近見取図（任意様式）

（ク）参加表明書（様式10）

（ケ）参加資格に関する申立書（様式11）

（コ）回収センター設置に関する調書（様式12）

（サ）グループ構成企業一覧表（様式13）

※参加者が企業グループである場合のみ提出

（シ）回収容器の洗浄に関する調書（様式14）

（ス）平塚市一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し

※許可を受けている場合のみ提出

（セ）次に定める書類

必要書類	個人	法人
（ア）住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
（イ）定款及び履歴事項全部証明書		○
（ウ）印鑑証明書	○	○
（エ）法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税の納税証明書 【完納証明書も可】		○
（オ）所得税、消費税及び地方消費税並びに市民税の納税証明書 【完納証明書も可】	○	
（カ）直前3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）		○
（キ）資産及び負債に関する調書（様式9）並びに直前3年間の確定申告書の写し	○	

ウ 提出方法

13の事務担当へ持参すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

エ 提出部数

10部（正1部、副9部）

オ 審査結果の通知

参加表明書を提出した者が6者以上の場合、第1次審査結果の上位5者を第2次審査の対象とする。第2次審査の対象となる者にはプロポーザル招請通知（選定通知）を送付し、対象とならない者には選定結果通知書（非選定通知）を送付する。

（2）第2次審査（プレゼンテーション及び提案書の審査）

ア 提出期限：令和7年12月26日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類

（ア）企画提案書提出届（様式2）

（イ）企画提案書（様式例あり：任意様式）

「企画提案書に記載すべき事項」（10ページを参照）の各項目について提案書を作成し提出するものとする。提案書は様式例を用いる、もしくは任意の様式でも構わないが、各項目について1枚以上作成することとする。提案書はいずれも簡潔、明瞭な表現とし、本業務や市が求める事項と直接関係ないものについては記載しないこととする。提案は実行可能なものとし、提案を採用し業務委託を行った場合は、当提案を実行すること。提出した参考見積価格内での提案とすること。

（ウ）参考見積書（任意様式）

見積内訳書（人件費、収集運搬車両費、管理費、消費税及び地方消費税等の内訳）を添付し積算の根拠を示すこと。見積は5年間総額を税込で記載すること。

ウ 提出方法

紙媒体で13の事務担当へ持参すること。（郵便もしくは信書便又は電送によるものは、受け付けない。）また、提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合は、失格とする。

エ 提出部数

10部（正1部、副9部）

オ 実施日及び会場

（ア）実施日 令和8年1月19日（月）

（イ）会場 第1次審査の通過者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

カ プレゼンテーションの時間

企画提案書に基づき、30分（提案の説明15分及び質疑応答15分程度）

キ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

（イ）提案説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

（ウ）プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

（エ）著作権は、企画提案者に帰属する。

（オ）企画提案者は、本市が企画提案書の内容を公表することについて、承諾するものとする。

（カ）本市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

ク 審査結果の通知

参加者全員に審査結果を通知する。

(ア) 特定された者には特定通知書を送付する。

(イ) 特定されなかった者には非特定通知書を送付する。

7 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の提出

参加表明書及び企画提案書の作成に関して疑義が生じた場合は、質問書(様式1)により、質問することができる。ただし、本業務以外の質問については受け付けないものとする。

(2) 第1次審査に関する質問の受付及び回答

ア 提出期限：令和7年10月14日(火) 17時まで(必着)

イ 提出方法：別添の質問書(様式1)により、13の事務担当へ直接持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。また、13の事務担当に持参の場合は電子データも提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

ウ 回答日：令和7年10月20日(月)

エ 回答方法：平塚市公式ホームページに掲載

(3) 第2次審査に関する質問の受付及び回答

ア 提出期限：令和7年12月8日(月) 17時まで(必着)

イ 提出方法：別添の質問書(様式1)により、13の事務担当へ直接持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。また、13の事務担当に持参の場合は電子データも提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

ウ 回答日：令和7年12月18日(木)

エ 回答方法：平塚市公式ホームページに掲載

8 評価及び選定の方法

(1) 評価及び選定の方法

ア 本プロポーザルにおける審査は、平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託に係るプロポーザル審査要領」に基づき審査し、本業務の受託者として適すると認められた者(第1次審査及び第2次審査の合計得点数の最も高い者)を受託候補者として選定する。また、選定に際しては、平成26年10月8日付環境省通知(環廃対発第1410081号)であるとおおり、適正な処理が継続的かつ安定的に実施される提案かどうかを考慮する。なお、受託候補者以外の者についても、合計得点数の高い者から順位を付する。

ウ 選定結果は、第2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

エ 選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 業務委託業者選考基準の主な視点(第1次審査、第2次審査)

「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託 評価基準(第1次審査)」(8ページ参照)

「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託 評価基準(第2次審査)」(9ページ参照)

9 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った参加表明や提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 3に掲げる要件を満たさなくなったとき。なお、3（13）、3（14）に掲げる要件に該当した場合は、いずれの参加者も資格を失う。
- (4) この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (5) 第1次審査及び第2次審査の合計点が最低基準点を満たさないとき。

10 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、9（1）イによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示する。
- (3) 受託候補者と業務内容及び契約金額等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、その際は、受託候補者は協議内容に基づき、あらためて見積書を提出する。
- (4) 契約に際して受託候補者は契約保証金を支払う。ただし、平塚市契約規則（昭和39年9月平塚市規則第32号）第10条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 本委託業務契約は、令和8年度平塚市各会計予算が、令和8年3月31日までに平塚市議会で可決され、かつ受託候補者と随意契約交渉の結果として契約を締結することによって確定する。

11 結果の公表

審査結果は平塚市公式ホームページで公開するほか、担当部署の窓口で閲覧可能とする。

12 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書を参考に本要領により作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 受託候補者は、本委託業務に係る一切の情報が漏えいしないように努めるものとする。また、情報漏えい事故が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。

- (8) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (9) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。様式6に記載する統括責任者について、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、本市の了解を得なければならない。
- (10) 参加表明書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、一般競争入札停止及び指名停止等の措置を行うことがある。

1.3 事務担当

(1) 担当部署

平塚市環境部環境施設課リサイクルプラザ担当

住所：〒254-0014 平塚市四之宮7丁目3番5号

電話：0463-51-5301

FAX：0463-54-6530

電子メール：kururin@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託 評価基準（第1次審査）

大項目	中項目	小項目	要点	基準点	係数	配点
参加資格	業務実績及び規模	受注実績	本業務と同様業務の経験は十分であるか。	5	6	100
		事業者の規模や資格	本業務を適正に実施するための人員や車両等の設備や資格を有しているか。	5	3	
		売払いの実績	売払い実績額及び売払い先との取引実績は十分であるか。または、取引の見込みがあるか。	5	5	
		財務状況	財務状況は健全であるか。	5	3	
		回収センターの設置	市内に回収センターが設置されているか、もしくは設置見込みがあるか	5	3	

合計100点

平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託 評価基準（第２次審査）

大項目	中項目	小項目	要点	基準点	係数	配点
企画提案点	基礎点	企画提案書の構成	仕様書に基づき、その目的や条件等を理解した内容であるか。	5	5	50
		市の方針の理解	本市一般廃棄物処理計画の目的・目標を理解した内容であるか。	5	5	
	加算点	運営体制・事業実施計画	（１）業務の運営体制 車両計画、回収センターの管理、安全対策、社員教育等が十分に行われる提案であるか。	5	8	205
			（２）業務管理 資源再生物の回収及び売払いや回収容器に関する業務が適正に行われる提案であり、また、市民に対し資源循環の大切さを啓発できる提案であるか。	5	8	
			（３）危機管理 様々なトラブルや災害への対応のほか、持ち去りに対して有効と思われる提案が示されているか。	5	8	
		コンプライアンス	（４）コンプライアンス コンプライアンス指針が定められており、社内で共有される環境にあるか。	5	5	
		地域への貢献	（５）市民への対応等 回収に付随して求められる心配りが期待できる内容であるか。	5	4	
			（６）行政等への対応 本市廃棄物行政及び環境配慮への貢献が期待できる内容であるか。	5	4	
		新規提案	（７）新規提案 積極的かつ実行可能であるか。	5	4	
	提案説明	説明内容について	説明内容が提案書の内容を補完しており、独自のノウハウを十分に発揮できると認められるか。	5	3	45
		意欲及び保有する知識・経験について	説明内容に高い意欲が感じられるとともに、豊富な知識や経験を持っていると感じられるか。	5	3	
		的確な質疑応答について	審査委員会委員の質問に対し、的確に回答しているか。	5	3	
価格		参考見積価格	当業務の遂行にあたり、妥当な金額であるか。	5	20	100

合計400点

企画提案書に記載すべき事項

記入にあたっては、正確かつ具体的に記入してください。また下記事項の丸数字の項目ごとに、それぞれA4サイズの用紙1枚以上に【様式例】を参考に記載し提出してください。

(1) 業務の運営体制	①車両計画（台数、車種、予備車、点検等）
	②車両保管の場所及び管理
	③回収センターから資源再生物を搬出するまでの保管・管理
	④収集運搬時の交通安全、飛散等防止対策
	⑤人員配置（正規職員、実務経験者、予備人員等）
	⑥社員教育・研修
	⑦労務管理
(2) 業務管理	①効率的な収集方法と各施設への搬入計画
	②資源再生物を高値で売払うための方法
	③資源再生物の収集量を増やすための自社独自の方法
	④資源再生物の収集量を増やすための市民への啓発・排出指導の方法
	⑤資源再生物を売払いした後、同資源が活用され製品として生まれ変わり資源循環されることについて、市民へ周知する方法
	⑥回収容器の適正な配布回収・管理・洗浄方法
(3) 危機管理	① 緊急時の連絡体制
	② 交通事故時の対応
	③ 悪天候時の対応
	④ 収集漏れ時の対応
	⑤ 地震・風水害等の災害時の対応
	⑥ 排出ルール違反のごみが出された時の対応
	⑦ 社員の急な欠勤時の対応
	⑧ 車両トラブル時の対応
	⑨ 資源再生物をごみ集積所から持ち去りさせないための方法
(4) コンプライアンス	①コンプライアンスに対する考え方
(5) 市民への対応等	①収集時の対応
	②車両運転時の対応
	③クレーム時の対応
	④ごみ集積所の清潔保持
(6) 行政等への対応	①本市一般廃棄物処理計画に対する協力、連携
	②本市のごみ削減に向けた提案、取り組み
	③環境に対する取り組み
	④地域貢献・社会貢献活動
(7) 新規提案	①本市が現在行っている当該業務を更に効率化する提案や市民サービスの向上等についての提案

注意事項

- ・提案は実行可能なものとし、貴社の提案を採用し業務委託を行った場合は、当提案を実行していただきます。
- ・貴社が提出した参考見積価格内での提案としてください。

(様式1)

令和 年 月 日

いずれかにチェックしてください

☐ 第1次審査に関する質問（令和7年10月7日から令和7年10月14日17時まで提出）

☐ 第2次審査に関する質問（令和7年11月6日から令和7年12月 8日17時まで提出）

質問書

「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託」について、下記の項目を質問いたします。

質問項目	質問内容
商号又は名称	
部署名及び担当者名	
連絡先（電話・FAX・電子メール）	

注）記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式2)

企画提案書提出届

令和 年 月 日

平塚市長 落合 克宏 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



業務名 「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託」

本業務について、別添のとおり、企画提案書等を提出します。

(様式3)

会社概要		
会 社 名		
本 社 所 在 地		
営 業 所 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
創 業 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有り (部上場) ・ 無し	
企業グループの場合、官公需適格証明書の有無※	有り ・ 無し	
社員数 (役員は含まない)	正 社 員	名
	非 正 社 員	名
	合 計	名

※官公需適格組合証明書が「有り」の場合、証明書の写しを添付してください。

(様式4)

業務実績調書（資源再生物回収及び売払い業務）			
過去5年間とそれ以前の資源再生物回収及び売払い業務の受託実績を記入してください。 (地方公共団体及び国の機関から受託したものに限る)			
年度	受託業務名称	取扱総量 (回収総量)	売払い総額
令和6年度		トン	円
令和5年度		トン	円
令和4年度		トン	円
令和3年度		トン	円
令和2年度		トン	円
令和元年度 (平成31年度)以前に受託した業務 ※枠が足りない場合は複製 や任意の様式を用いること		トン	円

(様式5)

資源再生物売払い先調書 (資源再生物回収及び売払い業務)

いずれかにチェックしてください。

☐ 資源再生物の売払い先取引実績

☐ 資源再生物の売払い先取引見込み

※資源再生物の売払いについて、取引実績のある売払い先等もしくは取引見込のある売払い先等を記入してください。

資源再生物	売払い先名称	売払い総量	売払い単価（税抜）（年間平均）
古紙類			
①新聞		トン	円
②チラシ、雑誌、本類、その他の紙類		トン	円
③段ボール		トン	円
④紙パック		トン	円
⑤シュレツダ一紙		トン	円
空き缶類			
①アルミ缶		トン	円
②スチール缶		トン	円
金属		トン	円
ビン （生きびん）		トン	円
布類		トン	円
廃食油		トン	円

注）枠が足りない場合は複製して作成すること。

注）取引実績は令和6年度の実績を記入してください。

(様式6)

統括責任者の経歴及び実績等調書 (資源再生物回収及び売払い業務)			
統括責任者			
氏名		生年月日	
所属・役職		実務経験年数	
保有資格			
同種業務経歴			
業務名称	業務概要・当該責任者の担当内容	発注者	実施期間
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月

注) 官公庁受託業務実績を新しいもの（現在受託分を含む）から順に5件まで記入してください。

(様式7)

従業員名簿（資源再生物回収及び売払い業務）				
職種	氏名	生年月日	住所	業務上の運転 経験年数
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

注) 記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式8)

保有車両一覧（資源再生物回収及び売払い業務）						
	車両番号	車種	登録年月日	燃料の種類	所有者の氏 名又は名称	使用者の氏 名又は名称
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注）上記保有車両の車検証又は自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

(様式9)

資産及び負債に関する調書

令和 年 月 日現在

資 産	金額（円）	摘要
現金預金 有価証券 未収入金 売掛金 受取手形 土地 建物 車両 備品 権利 その他		
合 計		

負 債	金額（円）	摘要
借入金 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他		
合 計		

注) 申請者が個人の場合のみ提出してください。

注) 「権利」とは営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいいます。

注) 土地、建物、車両、備品、権利、その他については、申請者が時価で評価してください。

(様式 10)

令和 年 月 日

平塚市長 落合 克宏 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



参加表明書

令和 7 年 10 月 7 日付けで公告のあった「平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託」に係る公募型プロポーザルに参加を希望します。

なお、当社（私）は、本プロポーザルへの参加資格を有しますので、次に掲げる書類を添付するとともに、これらの書類に記載した内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 提出書類

- (ア) 会社概要（様式 3）
- (イ) 業務実績調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式 4）
- (ウ) 資源再生物売払い先調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式 5）
- (エ) 統括責任者の経歴及び実績等調書（資源再生物回収及び売払い業務）（様式 6）
- (オ) 従業員名簿（資源再生物回収及び売払い業務）（様式 7）
- (カ) 保有車両一覧（資源再生物回収及び売払い業務）（様式 8）及び車検証又は自動車検査証記録事項の写し
- (キ) 事務所、車庫の写真及び付近見取図（任意様式）
- (ク) 参加表明書（様式 10）
- (ケ) 参加資格に関する申立書（様式 11）
- (コ) 回収センター設置に関する調書（様式 12）
- (サ) グループ構成企業一覧表（様式 13）
※参加者が企業グループである場合のみ提出
- (シ) 回収容器の洗浄に関する調書（様式 14）
- (ス) 平塚市一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
※許可を受けている場合のみ提出
- (セ) 次に定める書類

必要書類	個人	法人
(ア) 住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
(イ) 定款及び履歴事項全部証明書		○
(ウ) 印鑑証明書	○	○
(エ) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税の納税証明書 【完納証明書も可】		○
(オ) 所得税、消費税及び地方消費税並びに市民税の納税証明書 【完納証明書も可】	○	
(カ) 直前３年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）		○
(キ) 資産及び負債に関する調書（様式９）並びに直前３年間の確定申告書の写し	○	

2 連絡担当者

所 属 部 署	
担当職氏名	
電 話 番 号	
F A X	
電子メール	

(様式 1 1)

令和 年 月 日

平塚市長 落合 克宏 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

参加資格に関する申立書

平塚市資源再生物回収及び売払い業務委託候補者選定に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、当社（私）は、次のとおり参加資格を有することを申し立てます。

- （１）平塚市契約規則（昭和 3 9 年平塚市規則第 3 2 号）第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- （２）平塚市競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）に登録が認められている者であり参加者名簿に登録された所在地が本市内であること。なお、企業グループの場合は、構成する事業者の全てが同名簿に登録されていなくてもよい。
- （３）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に掲げる者でないこと。
- （４）公募日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- （５）平塚市暴力団排除条例（平成 2 3 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （６）神奈川県暴力団排除条例（平成 2 2 年神奈川県条例第 7 5 号）第 2 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- （７）2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- （８）前 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「イ」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- （９）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- （1 0）国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。

- (1 1) 本業務と同様の業務(資源再生物の回収及び売払い)を、過去5年間に地方公共団体もしくは国の機関から1年以上継続して受託した実績を有すること、もしくは平塚市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (1 2) 企業グループの場合、構成する事業者の4分の3以上は平塚市内に事務所又は営業所を有していること。
- (1 3) 参加企業グループの構成事業者は他の参加企業グループの構成事業者や参加者になることはできない。
- (1 4) 同一の事業者又は企業グループが複数の提案を行うことは禁止する。
- (1 5) 各資源再生物についてそれぞれを取り扱う売払い先等との取引実績があること、もしくは売払い先等との取引の見込みがあること。
- (1 6) 市内に回収センターを設置している、もしくは事業開始までに設置する見込みがあること。
- (1 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から3号の委託基準を満たしていること。

(様式 12)

回収センター設置に関する調書	
設 置 場 所 (所 在 地)	
面 積	
土 地 所 有 者	
保管・選別する資源再生物	
(自己所有地でない場合) 借 用 期 間 ※証明する書類を添付すること	
位置図	

注) 土地・建物の登記簿謄本、地積図、立面図、平面図を添付すること

注) 提案者以外が所有する土地の場合、賃貸契約書等の回収センターとして使用できることを証明する書類を添付すること

注) 事業開始までに設置見込みがある場合、それを証明する書類を添付すること

注) 保管選別する資源再生物の管理や選別残渣の飛散防止対策等について、特筆すべき事項がある場合はその内容を示す書類を添付すること (任意様式)

(様式 13)

グループ構成企業一覧表 (資源再生物回収及び売払い業務)			
業者名	代表者氏名	会社所在地	連絡先

注) 提案者が企業グループの場合のみ提出してください

注) 記入欄が不足する場合は複写して作成してください

(様式 1 4)

回収容器の洗浄に関する調書	
洗 浄 場 所 (所 在 地)	
洗 浄 計 画	
洗 浄 方 法	
排 水 方 法	
フロー図 洗浄や排水の手順を示すこと	

(様式例)

企画提案書

(1) 業務の運営体制

①車両計画（台数、車種、予備車、点検等）